矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和6年2月29日(木)午前9時30分~午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

	104				
農業委員 9 名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 惠夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	淺野 尚宏	出
4番	鳥越 一志	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7番	谷許 安治	田	小田地区推進委員	土井 博文	出
8番	坪井 幹子	出			-
9番	髙月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第49号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第50号 農用地利用集積計画書(No.187) (案) の決定に対する意見について(農地中間管理権の設定に関するもの)
- (4) 議案第51号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について(矢掛町全域)
- (5) 議案第52号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について

議長	それでは、ただ今から令和5年度第13回農業委員会総会を開催します。
議	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番谷許委員と、8番坪井委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第48号から議案第52号の5議案です。
議 長	議案第 <u>48</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>5</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) 以上5件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	交換による所有権移転です。譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問 題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7番委員	譲渡人と譲受人は兄弟です。譲受人は適切に管理できると思いますので、特に問 題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。

各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 37 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>38</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	譲受人は適切に管理できるものと思います。問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>38</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>38</u> 番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号39番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5番委員	現地を確認しました。譲受人は適切に管理できるものと思います。問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>39</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号 <u>39</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号40番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	譲渡人、譲受人は同じ世帯内であり、自宅の隣にある申請地を贈与します。特に 問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>40</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)

議 長 異議がありませんので、事案番号40番につきましては、許可と決定します。

議 長 **議案第<u>49</u>号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について**, <u>1</u>件議 題とします。事務局から説明します。

事 務 局 (議案朗読説明)

事案番号10番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない ため、第2種農地としています。

総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長 事務局の説明が終わりました。事案番号<u>10</u>番について、地元農業委員の意見をお願いします。

1番委員 始末書を提出されていますが、昭和58年に露天駐車場へ転用されていました。 排水等は特に問題ありません。

議 長 地元農業委員から意見がありました。事案番号<u>10</u>番につきまして、他に意見 はありませんか。

各委員 (異議なし)

議 長 異議がありませんので、事案番号 10 番につきましては、許可と決定します。

議案第<u>50</u>号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 187) (案)の決定に対 する意見について、岸野委員、水川委員、藤原委員の自己に関する案件が含まれて おり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」 第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、各 委員の退席をお願いします。 (午前 9時 44分 各委員 退席) では、事務局から説明します。

事務局 議案第50号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもの

で、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。

(計画の内容について説明)

議 長 議案第50号につきまして、意見等をお願いします。 (異議なし) 各委員 異議がありませんので、議案第50号について、「異議なし」と決定します。 議 長 (午前 9時 52分 各委員 復席) 議案第 51 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 議 長 かの判断について、議題とします。 事務局から説明します。 事務局 集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、7地区、28筆、約1 . 2 h a です。 (抽出基準,各地区の一覧表,地図についての説明) 事務局の説明が終わりました。 議 長 議案第51号につきまして,リストのとおり,農地法第2条第1項の「農地」に 該当しないと判断してよろしいか。 各委員 (異議なし) 議 長 異議がありませんので、議案第51号につきまして、リストのとおり、農地法第 2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。 議案第 52 号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について 議 長 、議題とします。 事務局から説明します。 事務局 本件は、農業委員会の1年間の活動目標(案)を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明) 事務局の説明が終わりました。「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」に 議 長 つきまして、意見はありませんか。

(異議なし)

各委員

異議がありませんので、(案)のとおり、決定することを議決します。今後、町 ホームページで公表することとします。
次に 4.各種報告 について確認します。
地元推進委員の確認の報告をお願いします。
事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
(2)利用目的の変更届について
地元推進委員の確認の報告をお願いします。
事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
事案番号2番、3番について、確認しました。問題ありません。
事案番号4番から6番について、確認しました。問題ありません。
以上で,今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして,本日の農業委員会総会を終了します。